

第2章 基本計画

1 基本理念と計画の目標

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等をうたっており、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際協調」を基本理念として掲げています。

この計画では、これらを基本理念とし、活力ある千葉県を維持していくために、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びと責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが光り輝く元気な千葉、すなわち、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とします。

2 基本目標

この計画では、目標を達成するために、次の3つの基本目標を設定し、本県の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり

男女が、社会のあらゆる分野で、個人としての尊厳が重んじられ、固定的な性別役割分担意識^{※3}にとらわれることなく、誰もが自らの存在に誇りを持って生きられる社会基盤をつくることを目標とします。

II 男女がともに輝く環境づくり

男女が、互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、男性も女性も個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、ともに活躍できる環境をつくることを目標とします。

III 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり

男女が、生涯にわたって充実した豊かな生活を営むため、心とからだの健康づくりに努めるとともに、高齢者も障害者も、誰もがいきいきと安心して暮らせる社会の土壌をつくることを目標とします。

※3 固定的な性別役割分担意識

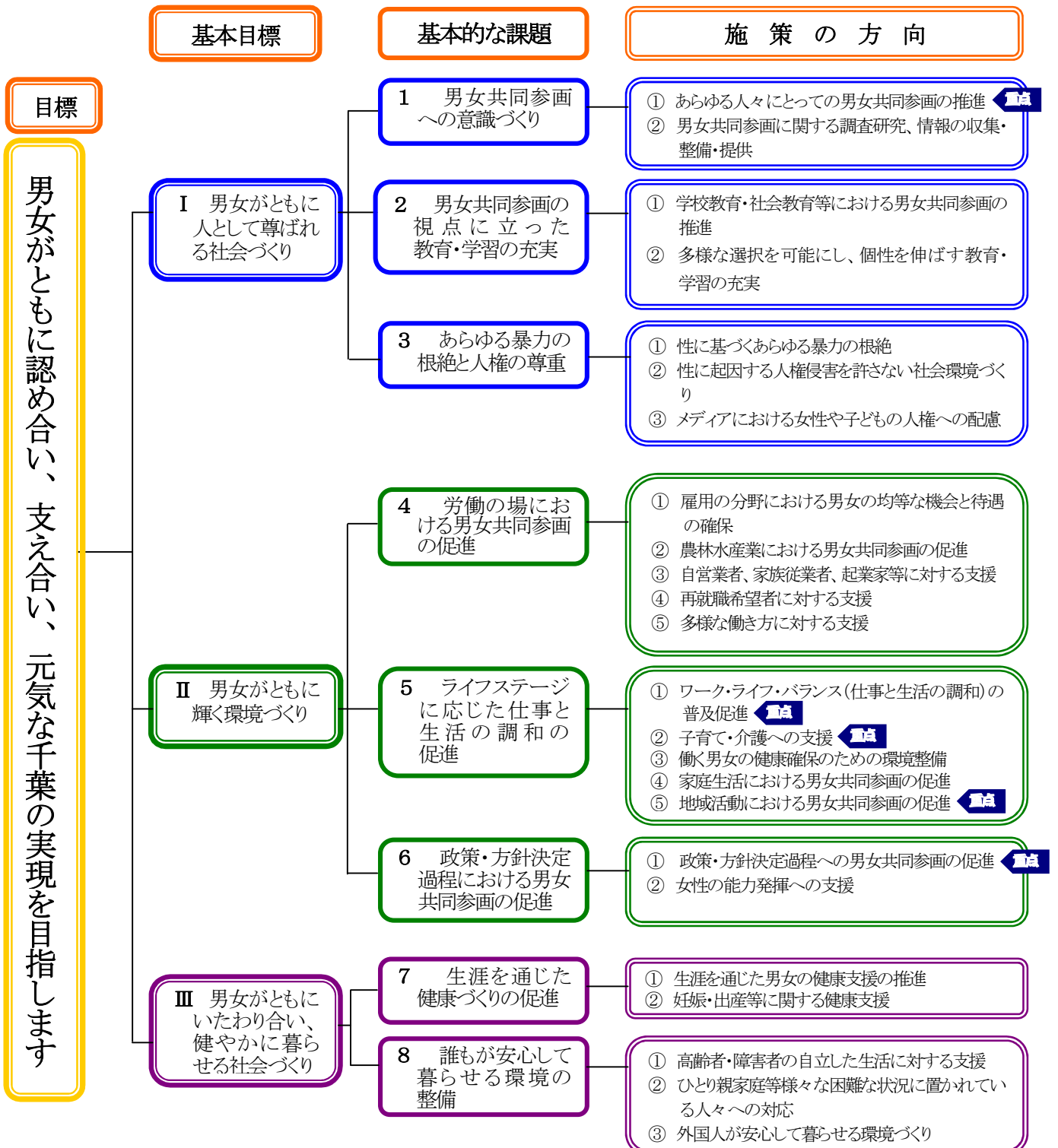
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

3 計画の体系

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際協調」）



4 基本的な課題と施策の方向

【基本目標Ⅰ 男女がともに人として尊ばれる社会づくり】

基本的な課題 1 男女共同参画への意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。男女共同参画社会基本法が制定されて10年が経過しましたが、男女共同参画が働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解されてきたとは言えません。平成21年度県民意識調査においても、社会全体での男女の平等意識に関し「男性優遇」と感じる人の割合が約7割を占めています。

すべての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりが必要です。

男女共同参画社会の形成における大きな障害の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた固定的な性別役割分担意識があげられます。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だ根強く残っていることから、これを解消し、男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていくことが重要です。一方で、「社会的性別（ジェンダー）の視点」^{※4}について、誤った運用や解釈がなされることのないように留意する必要があります。

また、社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、表立って性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女の自由な活動の選択をしにくくしたり、男女不平等な取扱いになっている場合があります。こうした社会制度や慣行を、男女共同参画社会の形成という視点から考え、男女ともに多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けて見直していく必要があります。

施策の方向

①あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 **重点**

あらゆる人々に対し、男女共同参画への理解と意識づくりに向けた広報等を行うなど、積極的に働きかけます。

また、女性及び男性のための相談体制や、関係団体等とのネットワークの充実を図ります。

□男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援

□女性と男性のための相談体制の充実

□市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり

②男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

県民の男女共同参画に関する意識や現状及び課題を把握するための調査研究及び男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供を行います。

□ 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

※4 社会的性別（ジェンダー）の視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。（内閣府「男女共同参画基本計画（第2次）」より）

男女共同参画社会の形成を 阻害するもの

（性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等）



見直しが適当

【見直しが行われた具体例】

- ・男女別定年制の撤廃
- ・配偶者暴力防止法の制定
- ・従来女性が少なかった分野（企業家、科学者、政治家等）への進出など

男女共同参画社会の形成を 阻害しないもの



見直しが不要

【具体例】

- ・男女の服装に関する違い
- ・ひな人形・鯉のぼりなど

※社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進めることが必要

【基本目標Ⅰ 男女がともに人として尊ばれる社会づくり】

基本的な課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。平成21年度県民意識調査によると、学校教育の場での男女の平等意識に関し「平等」と感じる人の割合が男性では約7割、女性では約6割を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっていますが、より一層の男女共同参画について理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが重要です。

学校教育においては、社会的性別（ジェンダー）の定義の誤った運用や解釈がされないよう配慮しつつ、児童・生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じ、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実に努めるとともに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばしていくことができる教育の推進が必要です。また、校長を始めとする教職員に対して、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう研修等の取組を促進することが必要です。

社会教育においては、男女が生涯を通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や、家庭教育の支援、家庭・地域生活における男女共同参画への理解の浸透を推進することが重要です。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解できるよう、意識啓発に努めることも必要です。

施策の方向

①学校教育・社会教育等における男女共同参画の推進

学校教育における男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるために社会教育・家庭教育において男女共同参画についての理解の促進を図ります。

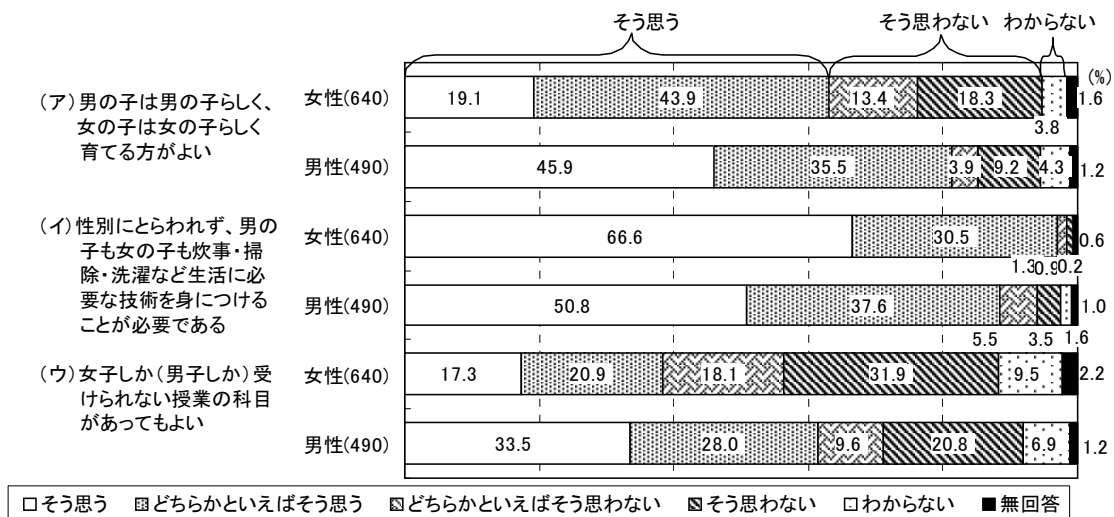
- 学校における男女共同参画や人権教育の推進
- 教育相談の充実
- 社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進

②多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

男女がともに一人ひとりの個性と能力を伸ばせる教育・学習機会の充実を目指します。

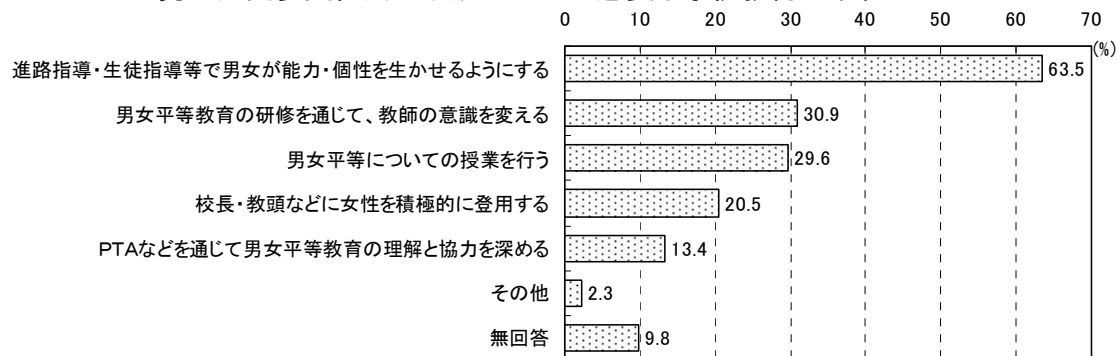
- キャリア教育の充実

子どもの教育における男女共同参画についての意識



資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成 21 年)

男女共同参画社会の形成のために必要な学校教育の取組



資料：千葉県「県政に関する世論調査」(平成 21 年 12 月)

注：複数回答

【基本目標Ⅰ 男女がともに人として尊ばれる社会づくり】

基本的な課題3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

現状と課題

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。しかし、個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、身体への暴力ばかりでなく精神的、性的な暴力など、様々な形で社会に存在しています。それがどんな形のものであっても、また、どんな理由があるにしても、暴力は誰に対しても決して許されるべきではありません。

特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。このため、DVは男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題となっています。県及び市町村へのDVに係る相談件数は年々増加傾向にあり、平成19年度以降毎年1万件を超える相談が寄せられています。市町村や民間団体との連携を図りながら、相談体制の充実や、DV被害者の保護と生活再建支援などの取組を強化していく必要があります。さらに、近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV^{※5}」についても、深刻な被害が報告されていることから、デートDV防止のための取組も重要です。

また、児童虐待も年々増加傾向にあり、中には子どもの死という深刻な事態にまで陥る事例もあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

近年では、インターネットや携帯電話等の普及により、様々なメディアを通じて性に関する情報に触れる機会が増加しています。メディア関係者に対しては、表現の自由を十分尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った表現や人権を尊重した表現に配慮するよう働きかけていくとともに、受け手側に対しては、メディアから様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上させるための取組を推進する必要があります。

※5 デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいし、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

施策の方向

①性に基づくあらゆる暴力の根絶

性に基づくあらゆる暴力根絶のための広報啓発を行います。

また、相談しやすい体制を整備するとともに、被害者等への支援や情報提供に努めます。

被害者支援に関わる関係機関が、相互に協力し、連携できる体制を強化します。

- 暴力を許さない社会に向けた広報啓発
- DV防止及び被害者支援の総合的な推進
- 児童虐待防止対策の総合的な推進
- DV及び児童虐待に関する関係機関・団体との連携強化
- 犯罪被害者等の支援の充実

②性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

人権侵害に関する啓発を行うとともに、暴力・人権侵害の発生を防ぐ環境づくりに努めます。

- 人権尊重思想の普及・高揚
- 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除並びに人身取引(トラフィッキング)^{※6}対策
- 青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化
- 青少年の健全育成及び非行防止・立ち直り支援
- 交番等の整備による相談しやすい環境づくり
- セクシュアル・ハラスメントの防止

③メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

女性や子どもの人権を侵害する違法なメディア情報への対策に努めます。

また、情報活用能力(メディア・リテラシー)^{※7}の学習機会の充実を図ります。

- インターネット上の違法情報に関する取締りの強化
- 情報活用能力(メディア・リテラシー)の学習機会の充実

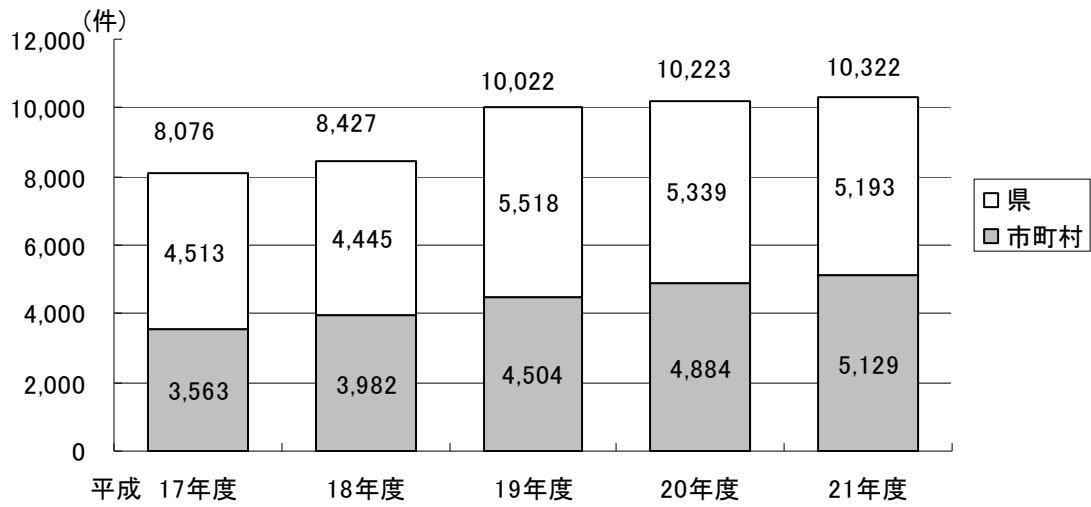
※6 人身取引(トラフィッキング)

暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。

※7 情報活用能力(メディア・リテラシー)

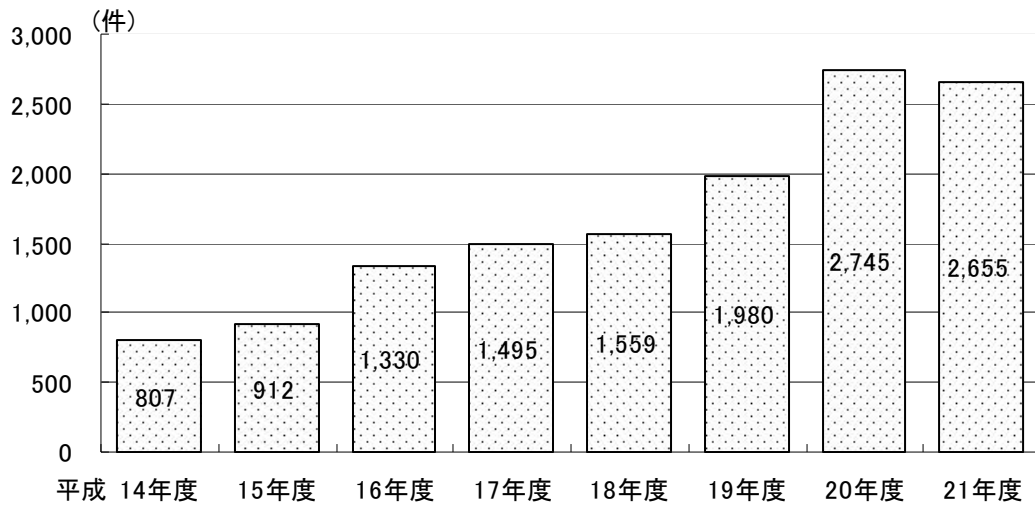
メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

千葉県と県内市町村のDV相談件数の推移



資料：千葉県男女共同参画課調べ

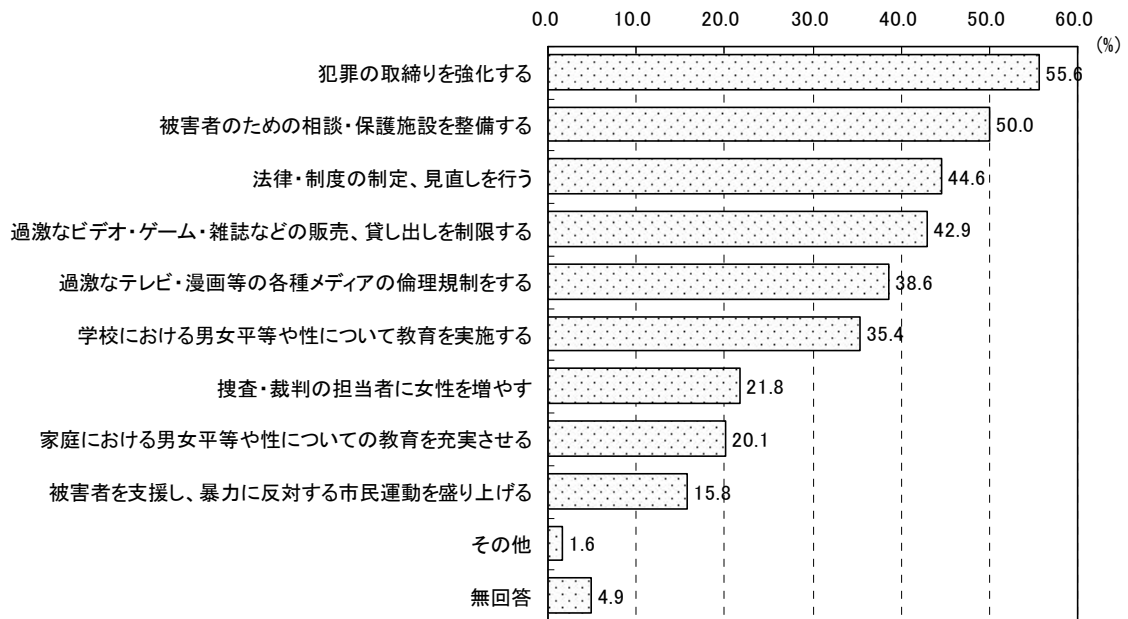
千葉県児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



資料：千葉県児童家庭課調べ

注：千葉県及び千葉市の7児童相談所における件数。

性に関する様々な問題のある行為をなくすための方法



資料：千葉県「県政に関する世論調査」（平成 21 年 12 月）

注：複数回答

【基本目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり】

基本的な課題4 労働の場における男女共同参画の促進

現状と課題

就業は生活の経済的基盤であるとともに、働くことは自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとってこの分野は極めて重要な意味を持っています。

女性労働者を取り巻く状況は、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法など法制面での充実が図られてきたこと等により、M字カーブ^{※8}もなだらかになってきているなど、一定の改善は見られます。

しかしながら、本県が、平成21年11月に行った「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査」（以下「平成21年度男女労働実態フォロー調査」という）によると、女性管理職のいない事業所の割合は、平成19年度に実施した前回調査に引き続き5割を超えており、出産・子育てを機に退職した元社員の再雇用についてみると、再雇用していない事業所が45.2%を占めています。また、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状において、正規雇用と非正規雇用間の賃金格差が男女間の賃金格差の一因となっており、これが女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているなど、課題も残っています。

働く女性の約6割が第一子の出産を機に仕事を辞めている現状がありますが、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう支援するとともに、子育て・介護等により就業を中断した女性に対しても、希望に沿った再就職、起業の実現など魅力ある再チャレンジの道を開くことが必要です。

また、男性も女性も、雇用・就業形態の多様化に対応し、そのライフスタイル等に応じて柔軟に働き方を選択でき、能力を発揮できる雇用環境を整備することが必要です。

農林水産業についてみると、本県では、農林水産業従事者に占める女性の割合は、平成17年で農業45.5%、林業15.4%、漁業22.7%と、農山漁村の活性化や農林漁業の振興において女性が重要な役割を果たしています。農業、林業、水産業それぞれにおいて、女性の経営への参画を促し、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進めることが重要です。

※8 M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。国際的にみると、台形型に近づいている国が多い。

施策の方向

①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法の趣旨が周知されるよう広報・啓発に努めるとともに、女性の活用、採用等、企業において男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

- 男女雇用機会均等法の周知徹底
- 労働相談の実施
- 働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業の紹介

②農林水産業における男女共同参画の促進

女性が農林水産業における重要な担い手として、その持てる能力を十分に発揮できるよう、農林水産業における女性の経営参画、能力向上、起業活動等を促進します。

また、農山漁村における女性の地域社会への参画を促進するとともに、女性リーダー等の育成に努めます。

- 農林水産業における男女共同参画の促進

③自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

自営業者や起業家に対する支援を行います。

- 自営業者や起業家に対する支援

④再就職希望者に対する支援

出産・子育て等で退職した女性の再就職を支援します。

また、離職者等に対して就業に向けた支援を行います。

- 女性の再就職支援
- 離職者等に対する支援

⑤多様な働き方に対する支援

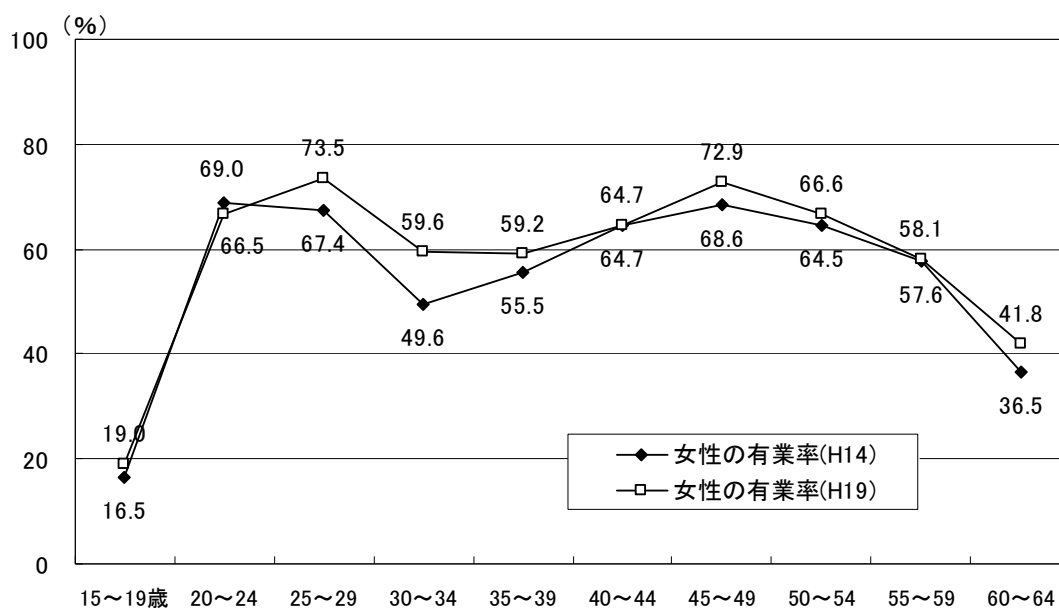
雇用・就業形態の多様化に対応し、女性も男性もそのライフスタイル等に応じて柔軟に働き方を選択できるよう情報提供を行います。

また、中高年齢者の能力と意欲を活かすため、多様な働き方ができるように支援します。

□多様な働き方に関する情報提供

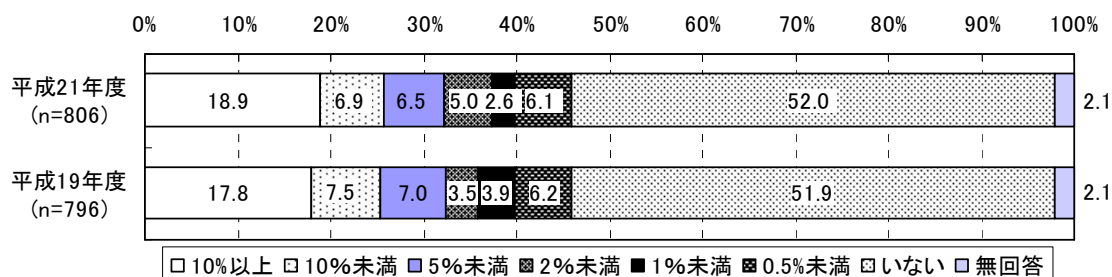
□シニア世代の多様な働き方支援

年齢階級別女性の有業率の年次比較(千葉県)



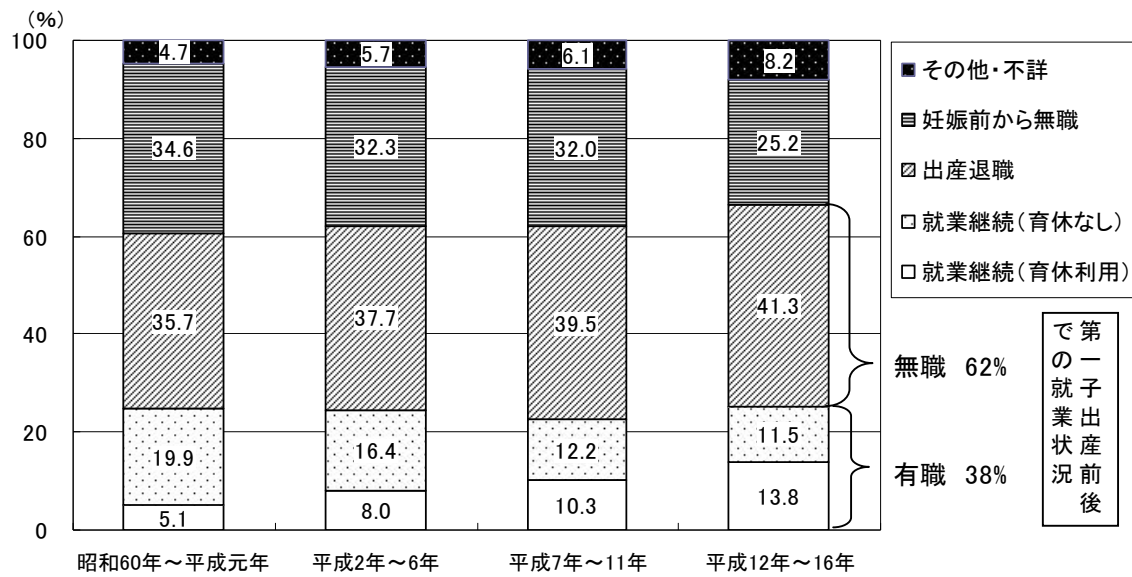
資料：総務省「就業構造基本調査」

千葉県内事業所における女性管理職割合(前回調査との比較)(千葉県)



資料：千葉県「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査」(平成21年)

参考:全国のデータ 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成17年）
注：1歳以上の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

農林水産業従事者の推移(千葉県)

(単位：人、%)

		農業			林業			漁業		
		女性	男性	女性割合	女性	男性	女性割合	女性	男性	女性割合
千葉県	昭和55年	110,027	108,427	50.4	93	492	15.9	2,693	11,826	18.5
	昭和60年	89,748	93,541	49.0	116	476	19.6	2,569	10,472	19.7
	平成2年	70,926	75,787	48.3	91	403	18.4	2,345	8,229	22.2
	平成7年	60,241	67,504	47.2	101	421	19.3	1,991	6,704	22.9
	平成12年	50,981	58,433	46.6	92	407	18.4	1,724	5,809	22.9
	平成17年	46,038	55,211	45.5	49	270	15.4	1,451	4,952	22.7
全国	昭和55年	2,774,448	2,700,491	50.7	29,215	136,283	17.7	97,480	363,670	21.1
	昭和60年	2,368,612	2,482,423	48.8	23,073	116,789	16.5	93,042	328,254	22.1
	平成2年	1,878,736	2,039,914	47.9	17,668	89,832	16.4	87,416	277,715	23.9
	平成7年	1,584,613	1,841,884	46.2	14,287	71,537	16.6	77,192	230,336	25.1
	平成12年	1,314,355	1,537,904	46.1	11,540	55,613	17.2	63,461	189,636	25.1
	平成17年	1,189,337	1,514,023	44.0	7,015	39,603	15.0	52,871	162,942	24.5

資料：総務省「国勢調査」

【基本目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり】

基本的な課題5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

現状と課題

男女がともに社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参加できる環境づくりが重要です。

本県が、平成22年1月に行った「ワーク・ライフ・バランス 県民意識調査」によると、「企業は、従業員が仕事と生活の調和が図れるように配慮すべきだ」に「賛成」との回答が91.4%とワーク・ライフ・バランスの推進について肯定的な意見の割合が高くなっています。一方で、平成21年度男女労働実態フォロー調査によると、ワーク・ライフ・バランスに積極的な事業所の割合は、平成19年度の前回調査の56.9%から54.2%と微減しており、事業所におけるワーク・ライフ・バランスに対する意識は高まっていません。

長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、人々の健康を維持し、地域社会への参加等を通じた自己実現を可能にするとともに、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。このため、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の子育て・介護・家事への参加の促進、職場環境の整備等を進めていくことが必要です。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、企業にとっては、従業員の満足度を向上させ、優秀な人材を確保し、企業の競争力や生産性の向上につながる経営戦略としても注目されています。

また、男女ともに能力発揮を促進するためには、職場において健康が確保される環境を整備することが重要であり、特に、女性の母性^{*9}が尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することが不可欠です。

家庭生活においては、大人も子どもも誰もが家族の一員として参加し、男女がともに協力し合うことが重要です。子育て・介護についても、その負担が女性に集中することがないよう、家族の支え合いが不可欠であり、また、子育て・介護を行う人が孤立することなく、安心して子育て・介護ができるよう、地域社会全体で支えることが必要です。

地域では、住民相互の交流の減少等が指摘される中で、地域コミュニティを維持・再生するには、行政だけでなく、住民の一人ひとりが参加し、男性も女性も誰もが出番と

居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

施策の方向

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 **重点**

仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための広報・啓発を行い、多様な働き方・生き方が選択でき、豊かな生活を営めるよう働きかけを行います。

また、育児休業・介護休業制度の普及・定着に努めます。

- ワーク・ライフ・バランスの普及促進
- 育児休業・介護休業制度の普及・定着
- 県職場における男性職員の育児参加の促進

②子育て・介護への支援 **重点**

家庭において子育て・介護を行う家族の支え合いを補い、子育て・介護を行う人の孤立感・負担感を軽減するため、支援を行う体制の整備に努めます。

- 幼稚園における預かり保育の推進
- 地域における子育て支援の体制の整備
- 子どもの医療費助成の充実
- 障害児・者やその家族に対する支援

③働く男女の健康確保のための環境整備

労働安全衛生法を周知徹底させるとともに、職場におけるメンタルヘルス等健康管理を推進します。

- 母性保護を含めた労働安全衛生法の周知徹底
- 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進

④家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活において、男女がともに子育て・介護・家事を担えるよう、家庭生活における男女共同参画を進めるための各種講座等の開催などを通して啓発活動を行います。

- 家庭生活における男女共同参画に対する支援

※9 母性

母としての性質、具体的には女性の妊娠、出産及び育児の機能の顕在化に着目した概念。倫理的意味の母性とは異なる。

⑤地域活動における男女共同参画の促進 **重点**

老若男女を問わずともに様々な地域活動へ参画していけるように、広報・啓発活動を行います。

また、地域づくりを担う人材の育成を図ります。

地域における男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

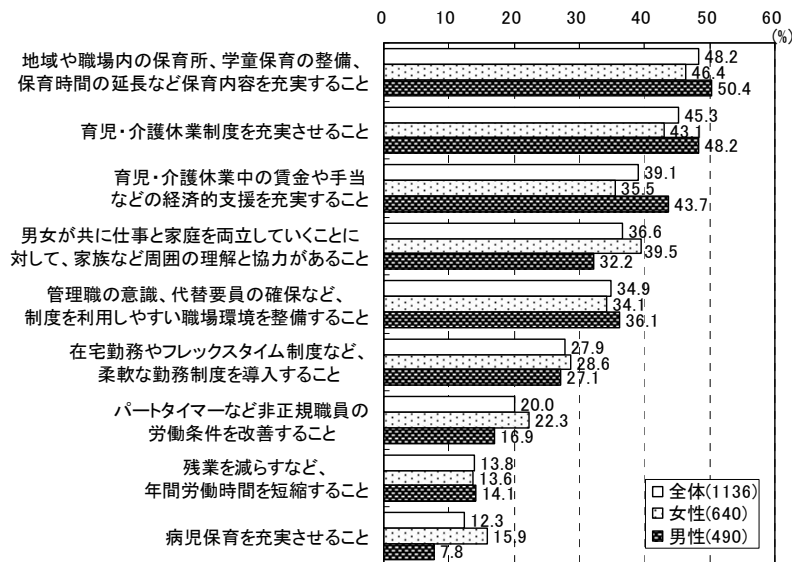
市民活動への参加促進

団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援

地域づくりを担う人材の育成

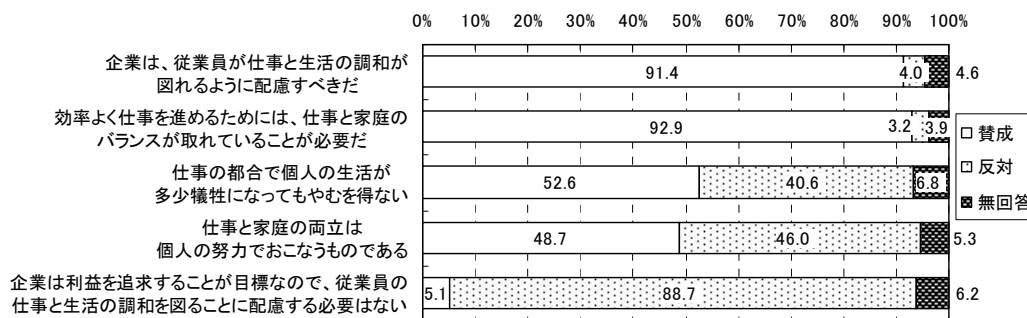
防災における男女共同参画の促進

仕事と家庭生活の両立に必要な環境整備(千葉県)



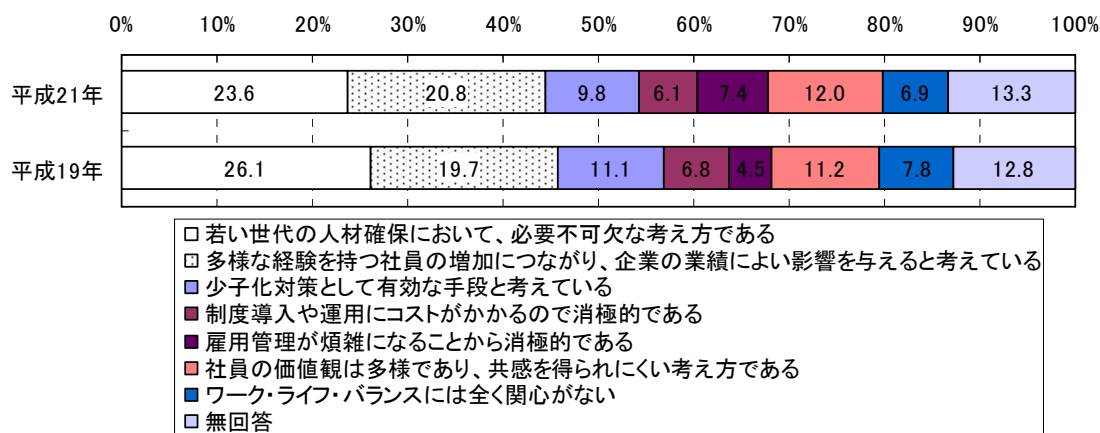
資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年)

ワーク・ライフ・バランスについての意見(千葉県)



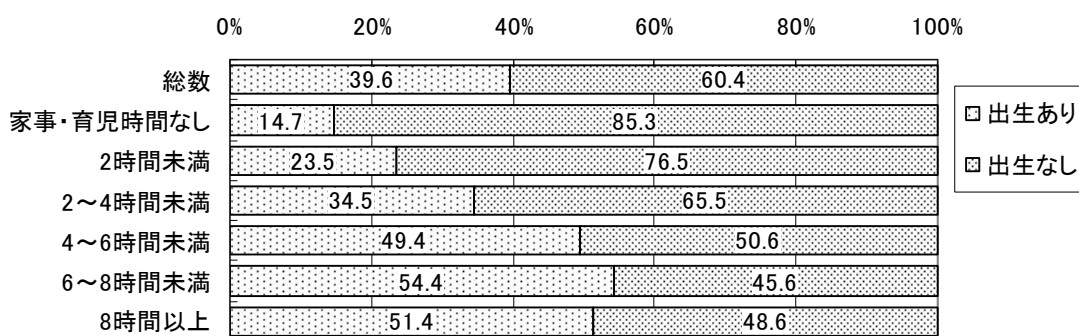
資料：千葉県「ワーク・ライフ・バランス県民意識調査」(平成22年)

ワーク・ライフ・バランスについての企業の考え方(千葉県)



資料：千葉県「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査」（平成21年）

参考・全国データ 子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別に見た 6年間の第2子以降の出生状況



資料：厚生労働省「第7回21世紀成年者縦断調査」（平成22年）

注1：集計対象は、下記①または②に該当する同居夫婦である。ただし妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第7回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第6回調査までの間に結婚し、結婚後第7回調査まで双方から回答を得られている夫婦

注2：家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第6回調査時の状況である。

注3：6年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

注4：総数には、家事・育児時間不詳を含む。

【基本目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり】

基本的な課題6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

現状と課題

政策・方針決定過程^{※10}に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためにも、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めるとともに、女性のエンパワーメント^{※11}を支援し、政策・方針決定過程への女性の参画を進めることが重要です。

女性の参画は様々な分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、未だに少ないのが現状です。千葉県男女共同参画計画（第2次）では、本県の審議会等の女性委員の比率40%を平成22年度までの目標として掲げていましたが、平成22年4月1日現在で27.0%であり、全国的に見ても47都道府県中46位と、極めて低い状況となっており、千葉県総合計画においても平成24年度までに女性委員比率40%を目標に掲げ、女性登用の推進に向け取り組んでいるところです。また、市町村や企業等における女性登用についても、取組への支援を行っていく必要があります。

さらに、女性の能力が十分に発揮されるよう、能力開発や積極的な活用を図るとともに、新たな人材の発掘を行うことが重要です。

施策の方向

①政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 **重点**

県審議会等への女性登用や県職員、教職員、警察職員等の女性の管理職を含む役付への登用を促進します。

また、事業所、団体等における女性の管理職等への登用促進のための広報・啓発活動を行います。

県が設置する審議会等への女性登用促進

県の女性人材リストの充実

□県職場における女性職員の役付登用の促進

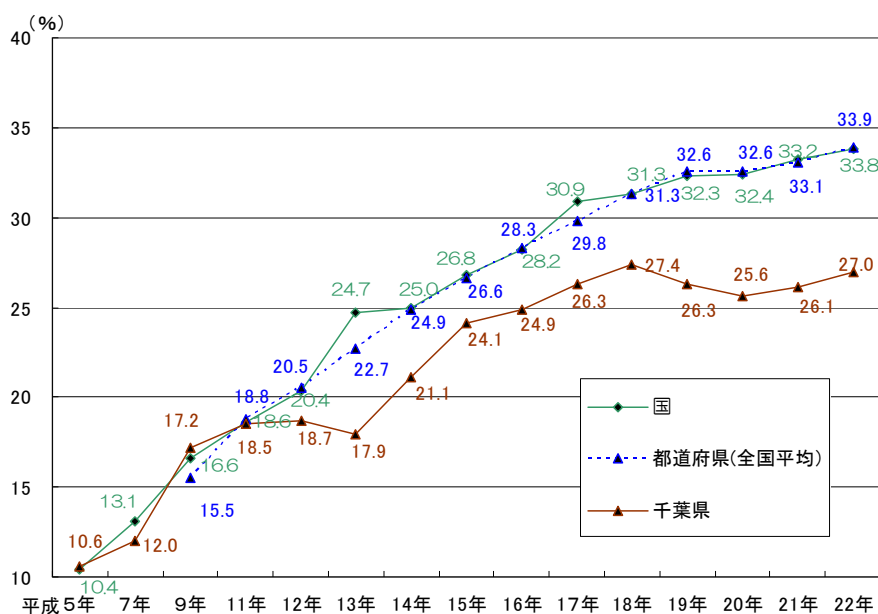
□事業所、団体等における女性登用促進

②女性の能力発揮への支援

各種講座等の開催により、女性の人材育成を図ります。

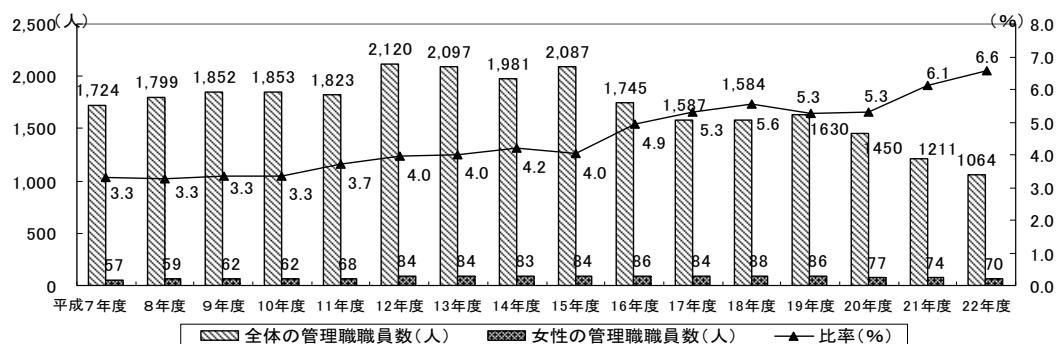
□女性の能力発揮への支援

国・都道府県・千葉県の審議会等における女性委員の割合の推移



資料：千葉県男女共同参画白書（平成22年度）

千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移



資料：千葉県男女共同参画白書（平成22年度）

※10 政策・方針決定過程

国や県等の行政機関の場合「政策決定過程」、企業など民間団体等の場合「方針決定過程」と使い分けている。

※11 女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

【基本目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり】

基本的な課題7 生涯を通じた健康づくりの促進

現状と課題

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件であり、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することもあり、男女ともに理解し配慮する必要があります。

性差を考慮した医療を進めることは、女性のみならず、男性にとっても自分の性の特性を踏まえて、より適切できめ細かい診療や投薬等の医療サービスを受けられる可能性が高まるといふ、大きな効用があります。本県では、県民一人ひとりにとって、よりきめ細やかで的確な医療が提供されるよう、女性だけではなく男性についても、性の特性に配慮した医療への取組を進めていますが、今後さらなる充実に向け、総合的な対策を推進していく必要があります。

また、情報化の進展した今日、男女の性に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発を、若い世代に向けて行うことの重要性がますます強くなっています。互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、HIV・エイズ、性感染症等に関する正しい知識を得るための性教育を学校などにおいて、成長段階に応じて実施していくことが必要です。

施策の方向

①生涯を通じた男女の健康支援の推進

男女が互いの性を尊重し、心身の健康についての理解を深めるために、生涯を通じた健康に関する意識啓発・相談事業等の健康支援施策を推進します。

□一人ひとりに応じた健康づくり

- 思春期の子どもの心と体の健全な育成
- 総合的な自殺対策の推進
- 総合的ながん対策の推進
- エイズ対策の推進
- 県立病院における女性専用外来の実施
- 薬物乱用防止対策の推進
- 学校における発達段階に応じた適切な性教育の実施

②妊娠・出産等に関する健康支援

安心して妊娠・出産ができるように、母子保健体制を充実させるとともに、周産期母子医療体制の整備等の環境づくりを促進します。

- 母子保健体制の充実
- 不妊に関する支援体制の充実
- 周産期母子医療体制の充実

県立病院における女性専用外来の利用状況

(単位:人)

年 度	県立病院		民間医療機関		合計	
	機関数	人数	機関数	人数	機関数	人数
平成 13 年度	1	358	-	-	1	358
平成 14 年度	3	2,162	4	851	7	3,013
平成 15 年度	3	3,498	7	2,153	10	5,651
平成 16 年度	3	4,346	7	3,290	10	7,636
平成 17 年度	3	3,786	7	3,907	10	7,693
平成 18 年度	3	3,385	7	3,997	10	7,382
平成 19 年度	3	2,844	未調査	未調査	3(県立のみ)	2,844(県立のみ)
平成 20 年度	3	2,156	未調査	未調査	3(県分のみ)	2,156(県立のみ)
平成 21 年度	3	2,072	未調査	未調査	3(県分のみ)	2,072(県立のみ)

資料：千葉県病院局及び健康づくり支援課調べ

注1：県立3病院及び県が運営費を補助する7医療機関調査

注2：民間医療機関は平成18年度で補助が終了しているため、平成19年度以降の状況は把握していない。

【基本目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり】

基本的な課題8 誰もが安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

これからの社会において、高齢期の男女や障害のある男女が社会参画の機会を持ち、自立し、いきいきと安心して暮らせる環境整備が必要となっています。

平成17年国勢調査結果によると、本県の高齢化率は全国で5番目に低いものの、高齢者人口は全国2番目の伸び率で増加しており、平成27年には、約4人に1人が高齢者となる見込みです。少子高齢化が進む中、近年では、孤独死、老老介護、高齢者虐待や厳しい社会・経済情勢の中での貧困層の増加などが社会問題となっています。例えば、高齢女性の単独世帯の経済的基盤が脆弱であることや、高齢男性の地域における孤立が深刻化していることから、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。さらに、高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として高齢者の役割を積極的に捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを一層充実していくことが必要です。

また、県内では、身体障害・知的障害・精神障害など障害のある人が増加しており、発達障害や高次脳機能障害^{※12}など、新たな障害も認識されてきています。さらに、高齢化の進展などにより、障害のある人は今後も増加し続ける見込みです。障害のある人が、男女を問わず、地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加をしていくためには、障害のある人の自己決定や自己実現を支援するための仕組みを構築するとともに、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図ることが必要です。

ひとり親家庭では、仕事、家事、子育てを、母親か父親のいずれかがすべて担う必要があります。ひとり親家庭の生活安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

また、非正規労働者の増加や貧困・格差が拡大しており、フリーター・ニート等の若年者などで、生活上困難な状況に置かれている人々に対する新たな支援が必要です。また、支援に当たっては、無業女性が「家事手伝い」として潜在化しやすく、支援に結びつきにくいことに配慮する必要があります。

県内の外国人登録者数は、平成 21 年末現在で約 11 万 7 千人であり、この 10 年間で 61%上昇しており、今後もさらなる増加が見込まれます。国際化がさらに進展する中で、県内に暮らす外国人の人権が私たちの人権と同様に守られ、外国人が安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

※12 高次脳機能障害

病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障害が起きた状態をいう。

施策の方向

①高齢者・障害者の自立した生活に対する支援

高齢者・障害者が安心して充実した日常生活を営めるよう、生活・就労等の支援を行います。

また、ユニバーサルデザインやバリアフリーを促進し、あらゆる人々が生活しやすいまちづくり等を進めます。

- 高齢者に対する相談の充実
- 障害者の生活・就労等に関する相談・支援
- 交通安全活動の推進
- ユニバーサルデザイン・バリアフリーの促進
- 障害者や女性等に配慮した観光関連施設の整備促進

②ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応

ひとり親家庭やフリーター・ニート等の若年者などで、生活上困難な状況にある人々への生活支援・就職支援等の充実を図ります。

- ひとり親家庭への経済・就業・日常生活支援
- 母子家庭の母等に対する就労支援
- フリーター等若年者に対する就職支援
- 県営住宅における入居の優遇措置
- 高齢者虐待防止対策の充実

③外国人が安心して暮らせる環境づくり

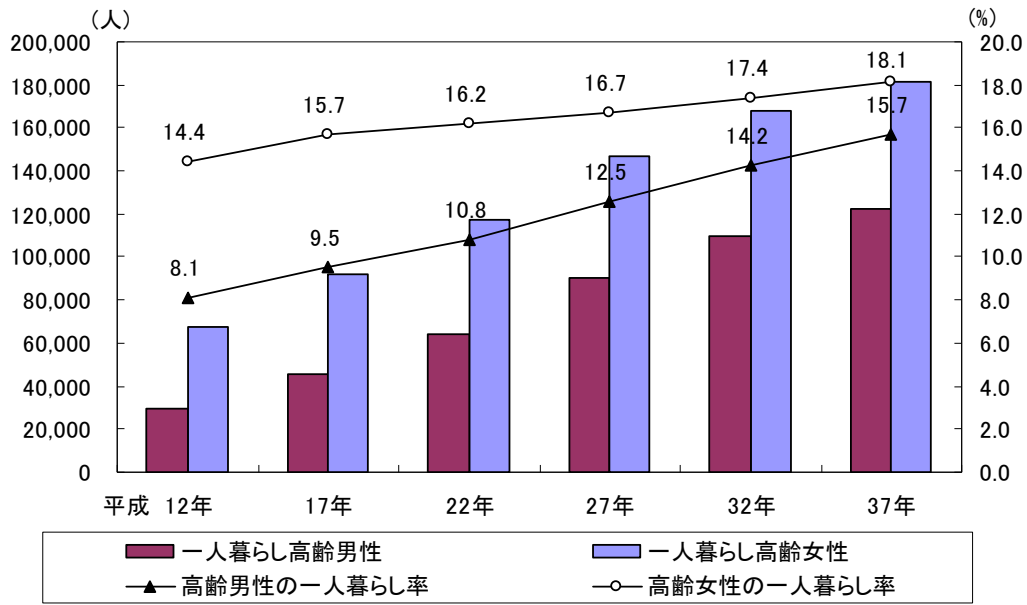
外国人に対し、多言語での情報提供や相談対応を行うなど、安心して生活できる

環境を整備します。

□外国人にも暮らしやすい地域づくり

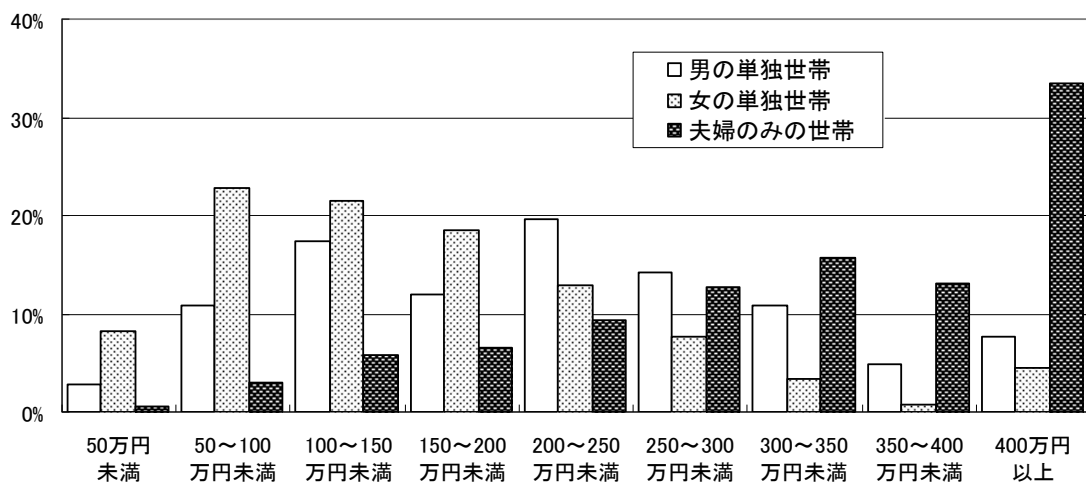
□外国人児童生徒への支援

一人暮らし高齢者(65歳以上)割合の将来推計(千葉県)



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計、平成21年12月推計）」、「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」

参考・全国データ 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造別・所得階級別構成割合



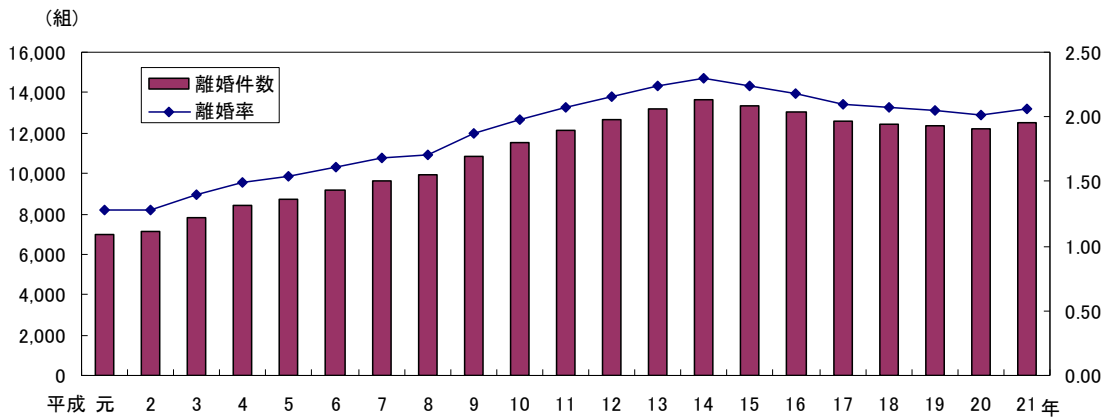
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成21年）

注1：世帯構造ごとの総計を100%とした場合の構成割合。

注2：単独世帯は本人の年齢が65歳以上、夫婦のみの世帯は、夫又は妻の年齢が65歳以上の世帯。

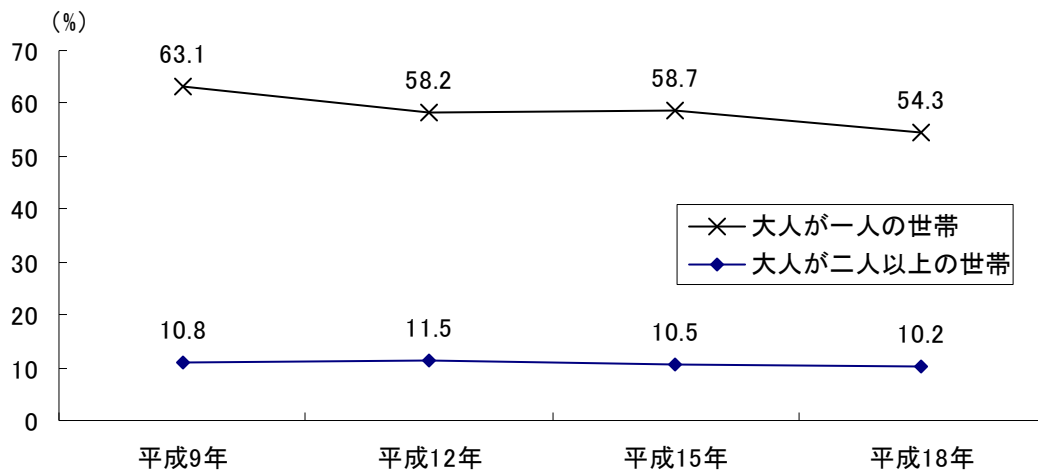
注3：同調査における平成20年1年間の所得。

離婚率・離婚件数の推移(千葉県)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

参考・全国データ 子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率の年次推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出

注1：横軸は調査対象年。

注2：「所得」は調査対象年1年間（1月～12月）の所得。

注3：ここでいう所得には、現金給付として受給した社会保障給付金は含まれるが、現物給付は含んでいない。

注4：大人とは18歳以上、子どもとは17歳以下の者をいう。

注5：相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合をいう。（可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう）